農 政 対 策 資 料 平成 2 8 年 5 月

### 農政をめぐる情勢

		目		次						
I	TPPをめぐる情勢・			• •	 	 •	•	•	•	1
П	TPP関連対策具体化等	等をめ	ぐる	情勢	 	 •	•	•	•	2
Ш	都市農業をめぐる情勢				 	 •	•	•	•	7
IV	農協改革をめぐる情勢				 	 •	•	•	• 1	1

J A 愛 知 中 央 会

### 今月号のあらまし

### I TPPをめぐる情勢

TPP承認案および国内対策を盛り込んだ関連法案は、閣議決定後、国会に提出されたものの、熊本地震への対応等から今国会での承認は見送られることとなった。今国会におけるTPP特別委員会では、黒塗り文書等情報開示の在り方が焦点になったこともあり、重要5品目の関税撤廃、国内対策、影響試算、食の安全、再交渉等の重要な論点については、十分な深まりがあったとは言い難い。夏の参議院選挙後の臨時国会で審議が再開される見込みである。

### Ⅱ TPP関連対策具体化等をめぐる情勢

政府・与党は現在、規制改革会議・農業WGや自民党PTにてTPP関連対策12項目の具体化の検討を進めている。

資材価格の「見える化」について、JA全農は4月16日、農水省と連携して「見える化」の取り組みの具体化を目指す方針を示した。

指定生乳生産者団体制度について、森山大臣は5月15日、地震視察で訪れた熊本県での記者団との会話の中で、政府が指定団体を経由しない補助金を認めるとした一部報道について「具体的に何か決まったわけではない」と述べた。

### Ⅲ 都市農業をめぐる情勢

5月13日、パブリックコメントをふまえて修正された都市農業振興法「基本計画(案)」が閣議決定された。

注目すべきは、農業団体あるいはJAがこれまで果たしてきた役割や今後期 待される役割が多く明記された点である。閣議決定により都市農業振興におけるJAの役割が国の施策上、位置付けられたことになる。

### Ⅳ 農協改革をめぐる情勢

農水省は4月15日、『平成28年度農協監査・事業利用実態調査における准組合員の事業利用規制の在り方に関する調査委託事業』を一般入札に付す旨を公告した。本事業の期間は平成29年3月17日までとなっており、事業利用量に関する調査票と事業利用量把握マニュアルの作成、100JA程度への試行調査の実施などが主な内容である。

また、パブリックコメントを経て、系統金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正案(業務代理関係)が、4月28日に公示された。「代理店方式の活用について、(JAにおいて)十分に考慮されているか」を着眼点とする変更がされている。

### I TPPをめぐる情勢

### — TPP承認案および関連法案、参議院選以降の審議再開 —

### 1. 国会の動向

- 政府は、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)の承認案と、農業の国内対策などを盛り込んだ関連法案を閣議決定し、国会に提出したものの、熊本地震への対応等から今国会での承認は見送られることが4月26日の与野党幹事長・書記局長会談で伝えられた。夏の参議院選挙後の臨時国会で審議が再開される見込みである。
- TPP特別委員会において、黒塗り文書等情報開示の在り方が焦点になったこと もあり、重要5品目の関税撤廃、国内対策、影響試算、食の安全、再交渉等の重要 な論点については、十分な深まりがあったとは言い難い。

### 2. 米国大統領選の動向

### (1) 共和党の動向

- 共和党では現状首位のトランプ候補が4月以降に行われた両党予備選・党員集会において、9州のうち7州で勝利を収め、過半数獲得に向けて代議員数のリードを拡大した。
- こうした結果を受け、5月3日にクルーズ候補が、4日にケーシック候補が撤退 を表明し、共和党におけるトランプ候補の指名が確定的なものになった。
- トランプ候補は5日のCNBCテレビのインタビューにおいて、TPP協定の内容は「悲惨なものであり、再交渉しなければならない」と改めて強く反対を表明している。

### (2) 民主党の動向

- 一方、民主党では票田のニューヨーク州やペンシルバニア州を中心にクリントン 候補が勝利し、健闘を見せていたサンダース候補を突き放し、圧倒的リードを確保 する状況となっている。
- クリントン候補は、現状TPP協定に反対の立場を示しているものの、国務長官 の経験もあることから、大統領に選出された場合、批准推進の立場にまわる可能性 は高い。

### 3. 今後の主なスケジュールについて(報道等による見込みを含む)

6月22日(見込み)	参議院議員通常選挙・公示日
7月10日(見込み)	参議院議員通常選挙・選挙期日
7月下旬	米国共和党・民主党党大会
夏ごろ(見込み)	臨時国会召集、衆院TPP承認案・関連法案審議再開
11月8日	米国大統領選
秋ごろ (見込み)	「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂
1月20日	米国次期大統領就任式

### Ⅱ TPP関連対策具体化等をめぐる情勢

— 資材価格「見える化」、指定生乳生産者団体制度等で動き —

### 1. 政府・与党の動向

- 政府は、例年6月の骨太方針等の策定、今秋に想定される「農林水産業・地域の 活力創造プラン」の改訂に向けて、TPP関連対策12項目の具体化等の検討を行っている。
- 4月22日、自民党農林水産業骨太方針策定PT(委員長:小泉進次郎衆議院議員)は「論点整理」として、農業を巡る課題と今後の議論の方向性を提示した。焦点の生産資材については、価格の「見える化」などで引き下げを目指す方針を示したが、具体策は盛り込まなかった。PTはこれを基に参院選を挟んで議論を続け、秋までに提言をまとめる。(論点整理については別紙1の通り。)
- また、政府と並行して新たな成長戦略を検討している自民党の日本経済再生本部 (本部長:稲田朋美衆議院議員)は、4月19日にとりまとめを行った。その中で、 農林水産業については、攻めの農林水産業の実現や人材力の強化などが謳われてい る。
- 自民党における骨太方針策定PT、基本政策検討PT、畜酪小委および日本経済 再生本部の検討内容は、農林幹部の調整をふまえ、その一部が夏の参議院選挙の公 約に反映されると見られる。また、5月下旬から6月上旬に閣議決定されると見ら れる(例年6月ごろ)骨太方針や規制改革実施計画等に向けて、政府・与党で何ら かの調整が行われることが想定される。

### 【自民党・日本経済再生本部のとりまとめの農業関係抜粋】

- ア. 人材力強化(全国に農業経営塾を設置など)
- イ. 生産コスト改革(見える化、有利仕入・販売のできる環境構築など)
- ウ. 土地改良制度のあり方の見直し
- エ. 戦略的輸出体制の整備
- オ. 原料原産地表示(全ての加工食品で実行可能な方法で表示)
- 力. チェックオフ制度の検討

### 2. 資材価格の「見える化」について

- 自民党の小泉農林部会長や規制改革会議農業WGらが推し進めている農薬・肥料・農業機械など資材価格の「見える化」について、JA全農は4月16日の事業計画説明会で、農水省と連携して「見える化」の取り組みの具体化を目指す方針を示した。一方で、農家はJA、商系業者両方から資材を買うことから、業界全体で対応すべき問題とも強調した。
- 小泉議員が委員長を務める自民党農林水産業骨太方針策定PTは、22日、論点整理として、農家が資材価格について合理的かどうか分からないまま、比較せずに

買っていることや、同じ資材でも大きな価格差があることなどを課題と指摘した。 これについて、価格や複雑な商慣習の「見える化」の推進などを通じ、農家が安く 仕入れることができる環境を整備する方針を示した。

- 農水省は、正確な価格情報の把握に資するため、4月下旬より肥料や農薬、農機、 飼料の価格について、JA全農および商系団体等に調査票を発出した。全農や商系 団体を通じ、JAや商系の小売店の価格を調査する。ホームセンターについては同 省が直接調査することとしている。
- 同省は、本調査を5月下旬にかけて取りまとめ、秋までには、農家が正確な価格 情報に基づき購入先を比較検討できる仕組みの確立を目指すとしている。
- なお、資材価格形成の改革については、4月19日に産業競争力会議がまとめた 新たな成長戦略(次期「日本再興戦略」)案に設けられている「官民戦略プロジェ クト10(仮称)」の中で、検討課題の一つとして盛り込まれている。
- 「官民戦略プロジェクト10 (仮称)」については、4月25日の経済財政諮問会議にて、骨太方針に反映されること等が確認された。

### 3. 指定生乳生産者団体制度について

- 規制改革会議・農業WGは、平成28年3月31日に「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく現行の指定生乳生産者団体制度を廃止する」ことを主な内容とする提言をとりまとめた。
- 農水省は、森山大臣を先頭に「酪農家の所得減少や経営悪化が懸念される」と反対している。制度が廃止されれば、①飲用乳と加工原料乳の需給調整②条件不利地を含む集送乳の効率化③乳業メーカーとの対等な乳価交渉――など、指定団体が持つ有効な機能が失われるとの危惧を示している。また、自民党が同制度の廃止を「受け入れられない」と決議している。(これまでの経緯は「農政をめぐる情勢」4月号を参照)
- 森山大臣は5月15日、地震視察で訪れた熊本県での記者団との会話の中で、政府が指定団体を経由しない補助金を認めるとした一部報道について「具体的に何か決まったわけではない」とした上で、「生乳の特性を踏まえた対応が必要。指定団体が果たしてきた役割は非常に大きい。この役割や機能が損なわれるような改革はあり得ない」と強調している。

- JAグループの基本的な考え方については以下の通り整理されている。
  - ・指定生乳生産者団体に結集することにより、乳業者に対する価格交渉力を高め、 集送乳の合理化や広域需給調整等を通じて生乳需給や酪農経営の安定をはかり、 牛乳乳製品の安定供給を実現している指定団体制度は、酪農生産の根幹を支える 極めて重要な制度であり、こうした機能を維持する必要がある。
  - ・わが国の酪農経営は、高齢化や後継者不足に加え、労働負荷の増大や生産コストの高止まり、将来不安により生産基盤の縮小に歯止めがかからず、TPP協定によりさらに危機感を増すなか、地域の関係者が一体となって生産基盤の回復に全力を挙げて取り組んでいる。
  - ・生乳需要に応え、生産における創意工夫を発揮できる環境づくりのためにも、指 定団体制度の機能を維持し、安定した乳価形成と取引のもと、生産基盤を確保し、 競争力ある持続可能な酪農経営を実現する必要がある。

### 4. 輸出力強化について

- 輸出力強化については、農林水産業・地域の活力創造本部の下に設置されている 「農林水産業の輸出力強化WG(座長:石原伸晃経済再生担当大臣)」で検討が行 われている。
- 輸出力強化WGは、3月に事業者等からヒアリングを実施し、4月5日には全中会長がJAグループの取り組みについて説明を行った。その後、4月15日には品目ごと、27日には国・地域ごとの輸出に関する協議が行われ、今後は6月の中間とりまとめに向けて議論を行うと見られる。
- JAグループは、具体的な取り組みの一つとして、全国にある産地から農畜産物を集荷し、各産地を繋ぐことによって農畜産物の周年供給を実現できるという他の事業体にない強みを活かし、全国の産地(農業者やJA)に輸出の取り組みを広げるため、産地に対してワンストップで対応する「輸出促進エージェント(仮称)」を、JAグループの出資による新法人として設立を検討する。

### 5. JAグループの今後の取り組み

- 資材価格の「見える化」や施設・物流の活用は、愛知県 J A 大会決議の重点施策 である生産資材価格低廉化・物流の効率化や担い手への対応力強化の一環としてす すめることが重要であり、現場実態をふまえながら、担い手ニーズに対応する「自 己改革」の取り組みをすすめる。
- なお、JA・連合会の施設・物流の実態・課題把握のための調査は、先月号で「4 月下旬から実施する方針」と記述したが、現時点では実施されていない。

### 農林水産業骨太方針策定PT 論点整理

A チーム (資材・流通)

### ヒアリング等で出された意見/明らかになった課題

今後の議論の方向性

	資材価格	<ul> <li>韓国と比較して、資材に係るコストが高い。(肥料約2倍、農薬約3倍、農業機械約5倍)</li> <li>農業機械はメーカーが少なく、全てのユーザーが必要としない機能が標準装備されているなどにより、メーカーの出荷価格が高い。</li> <li>肥料や配合飼料は銘柄数が多い(肥料約2万、配合飼料約1.6万)ごとから、製造ロットが小さく、メーカーの出荷価格が割高。</li> <li>配合飼料の業界は過剰供給状態にあり、工場の稼働率が低迷。</li> </ul>	● 資材価格の引き下げを促進
生産資材	価格形成の 仕組み	<ul> <li>農業者は、資材価格がなぜ今の水準なのか分からず、価格を比較せずに資材を購入しているケースも多い。</li> <li>生産資材は、製造・卸売・販売に複数の事業者が介在する複雑な業界構造。</li> <li>同じ資材でも、商系間・農協間・商系と農協の間それぞれで大きな価格差が存在。</li> </ul>	<ul><li>資材価格等の「見える化」を推進</li></ul>
材	資材調達にお ける制約	<ul> <li>資材をメーカーから直接購入しようとすると地元の郵業者や販売店から構やりが入ることがある。</li> <li>展業に関して、たとえ大きなロットであってもメーカーからは直接購入できず、地元の代理店を通すように書われる。</li> <li>農業機械に関し、補助金の活用が過剰な機能・機種の過定につながっている面がある。</li> </ul>	<ul> <li>農業者が制約を受けずに有利に仕入れることができる環境を実現。</li> </ul>
流通・お	業界構造	<ul> <li>過剰供給状態により、競りによる取引が減少するなど卸売市場の果たす役割は変わってきている。</li> <li>卸売市場では川下の情報を農業者に伝え、マーケットインの発想による農業へ転換することが困難。</li> <li>卸売市場の出荷奨励金がどのように使われているのか分からない。</li> <li>農産物を輸送するトラックの積数率を向上させることで、流通コストを削減できる。</li> <li>締働率の低い農協の施設を地域の農業者が広く活用できるようすることで、調整・保管に係るコストを削減できる。</li> <li>新たな流通・販売の方式を活用することで、付加価値を向上させる必要。</li> </ul>	<ul> <li>農産物を有利に販売できる流通・加工 構造を構築</li> </ul>
加工	販売における 制約	<ul> <li>市場手数料が自由化された後も料率は変わらず、売り手である生産者のみが手数料を 負担している。</li> <li>実需者が農協から直接購入しようとしても、経済連や市場を通すよう要請されること がある。</li> <li>農産物の規格の数が多く、地域や産地ごとに異なっているため、選別に係るコストが 大きくなり、規格外となる割合も多い。</li> </ul>	<ul><li> 流通経費等の「見える化」を推進</li></ul>
[共通	1] イノベーション	<ul> <li>● 建機メーカー等他分野の技術を農業に応用すれば資材価格の削減が可能。</li> <li>機械・施設の利用効率の向上や適正施肥、物流の効率化などの課題に対して、IoTやドローン等の技術を応用することで、若い世代にも魅力のある農業を実現できる。</li> <li>● 土壌分析に基づく適正施肥などに係る実証データが、コスト削減効果など農業者が分かりやすい形で示されていない。</li> </ul>	<ul> <li>新技術による資材・流通イノベーションを促進</li> </ul>

### 論点整理 農林水産業骨太方針策定PT

Bチーム

### ヒアリング等で出された意見/明らかになった課題

### 今後の議論の方向性

地域の 農業経営勢 <経営力>

- 消費者視点のための「マーケティング」、「商品企画」、人を雇い・
   地域で営農しながらマーケティング、経営ノウハウ等を学ぶ場組織を動かす「経営管理」等を取り込んだ農業が十分に進んでいない
   (農業経営塾(仮称))を全国に設置する 農業経営を発展させ、雇用者を増やし、付加価値を獲得する「儲 かる農業」のためのカギ
- 就業後に課題が見えてきたのに学び直しの場がない
- 突出するリーダーが生まれることで、その人を追い越す人が出てくる TPP大筋合意を受け、農業者がグローバルな視点を養う必要

- 地域の農業者が、各地の状況に応じたカリキュラムで学んだ成果 を活かして、マーケットインの農業を実践し、所得を向上
- 地域をリードする人材・世界に羽ばたく人材を育成

農業 法人等 次世代人材の確 NO 就職

就農・

農業で

の起業

- 高校、大学で農業を学んでも、就職する受け皿が少ない。 農業高校からの就農率は1割以下(いきなりの独立は酷な話)
- 農の雇用事業の定着率が低い
- 農業への「就職」を目指す者向けの学校教育体系(学習プログラム・ 進学ルート) が整っていない
- 若者が農業に「就職」できる環境を整える
  - 各地の「受け皿法人」を増大・雇用力充実
  - 営農しながら学び、生活基盤を構築して将来の選択肢の拡大も可能
  - 腰葉に「就職」し、定着する者を増加
  - 将来の農業への「就職」等を展望した学校教育を行う

学生が職業としての農業を具体的にイメージ(キャリアバスの確立)

:● 我が国の農業就業者は、70歳以上の層が4割強を占め、 年齢機成が著しくアンバランス

- 給付金は役立っているが、産業としての成長を妨げるおそれがある 「給付金」という名称が誤解の元(「貰う」ことが目的化)
- 起業する若者の地域との融合、地域の中での育成に課題
- 「就農」「起業」し、地域と共に育ち、次世代の農業をリードする人 材への「投資」を積極的に行う

  - 「就書給付金」から「次世代人材投資」への転換親の経営を引き継ぐ「就農」・農業での「起業」をし、定着する 者を増加(「就職」と合わせて年間1万人を倍増)

3 内外の 人材の活躍

- 収穫・調製等の作業ピーク時に対応する労働力の確保が難しくなって国内外の多様な人材の活躍により、日本の食料生産を持続可能にする いる
  - 労働力確保の見通しがたたず、生産に影響が出ている地域も 外国人技能実習制度による実習生が不可欠な存在になっている地 城右、一方、現行の外国人技能実習制度は農業現場に適していな いとの指摘も
- - 地域間での人材の融通も含めて作業ピークに対応
  - 外国人材の活躍を促進

<労働力> 4 持続可能な

- 普及指導員は異動が早い、『CT等の先進技術を取り込んだ指導力が弱● 先人の知恵と科学に基づき、持続可能な土壌・農業基盤を構築する
- 地域で伝承してきた土壌や知恵が失われつつある
   土づくりの専門家・農業基盤の維持・管理人材が不足
- 大学等の研究開発が現場ニーズと乖離、イノベーション創出に必要な 研究開発における異義種連携(農業者、試験場、企業等)が不足、大学 等の研究成果は宝の山だが現場との情報共有が不十分
- 農業技術とICTの融合、普及指導員等のレベルアップ、大学・企業 等の外部サポート人材の活用
  - 先人の知恵の見える化 (→技術継承の効率化)
- 土壌・水管理等へのICT活用 (⇒肥料・農薬の節減・省力化) 開発目標を明確にした現場ニーズに応える研究、研究成果等の現 場との情報共有(日本版フードパレー)

<技術力>

土壌・農業基盤

### ヒアリング等で出された意見/明らかになった課題

今後の議論の方向性

1

表示の目的

拡大範囲

実行可能性

消費者の権利(知る権利、選択する権利等)を尊重(消費者)

正しい情報提供により消費者の誤解を解く契機(消費者)(生産者)

- 国産品と輸入品が同じ主俵で戦うようにする観点から、消費者がこれらを識別できるようにし てほしい(生産者)
- 国産品を使用してもらうため、原料原産地表示を拡大することは、我々農業者にとって励みに なる (生産者)

2

現行の対象品目(22食品群+4品目)の選定根拠が理解・納得できない(消費者)

原則、すべての加工食品を対象にした原料原産地表示の義務化すべき(消費者)

 原則として、すべての加工食品に対し、主原料となる一次産品(機畜水産物)を重量順に1位 と2位の原料産地の表示を義務化(生産者)

原則として全ての品目を検討の対象とし、どのようなやり方であれば、実行可能となるか、 とのアプローチに転換すべき(学識経験者)

3

・ 原料産地については、大括り表示(輸入)の一括表示の枠内への記載を認める(生産者)

表示の仕方はガイドラインがあればそれ程難しくない(事業者)

アレルゲン等については原料の流通過程での情報伝達はできており、産地の情報伝達も困難 ではない (事業者)

全ての食品を対象とするには大括り表示(外国産)を認めるべき(学識経験者)

 季節により国産、外国産で重量順が入れ替わる可能性があるものは、表示の仕方を工夫すべき (学選経験者)

▲ 産地切り替えの制度、パッケージ等を更新することはかなり難しい(事業者)

▲ 表示スペースの確保が困難(事業者)

▲ 表示義務付けを大きく拡大した場合は、原料の安定供給に懸念(事業者)

▲ 国名まで記載すると、厳密なハンドリングが求められ、包材のコストがかかり、柔軟な仕入 れが困難となる(事業者)

4

1

2

需要

マーケティング

流通·物流

その他

日本の食品がすべて安心だとは思っていないし、海外のものが危ないとも思っていない。 表示により情報を提供し、消費者に選択の機会を与えるべきという立場(消費者)

当社グループでは、包材に国産野菜マークを表示し、安全・安心を消費者に訴え、付加価値 向上を狙った取組も行っている(事業者

▲ 義務化すれば事業者サイドにおいて、表示の煩雑さを避けるため、輸入原材料の使用を優先 したり、海外展開をする恐れ(事業者)

▲ 大半の消費者は安価な食品を求めている。原料原産地表示をすれば、価格上昇し消費者の 一ズに応えられなくなる(事業者)

すべての加工食品について、実行可能な 方法で原料原産地を表示し、国民の日々 の選択が、日本の「食と農」を支える社 会をつくる。

### 論点整理 農林水産業骨太方針策定PT

Cチーム

ヒアリング等で出された意見・明らかになった課題

これまでの輸出は「プロダクトアウト」型であり、マーケティン

グが不十分

日本食文化の海外普及が必要 インパウンドとの連携強化が必要

日本側が現地商流を覆っていない

にアビールできていない

海外で活躍する日本食人材の育成が必要

今後の議論の方向性

マーケティングカを接本的に強化

日本食の市場の創出などを担うマーケティング体制を整備 (eg. 日本版 SOPEXA)

わが国食文化・産品の外交栽略でのフル活用を通じ、海外市場において「日本」 ブランドを確立

「高い」けど「良い」、「良い」けど「高い」日本ブランド確立

助日外国人旅行者への日本食のPRを通じて日本食ファンを深化・拡大 海外の料理人が日本で日本食を学び、海外で活躍する環境を整備

オールジャパンでの販売力を強化

産地間連携による周年供給体制の確立 (eg. 輸出マーケティングボード) 産地企業のサポートによる販売力の強化

日本産品の品質を担保する仕組みを創設

海外に展開する日本食レストランや小売店を海外における日本産農産物のブラッ トフォームとして活用する仕組みを創設

地理的表示を活用したプランド化を推進

物流の低コスト化、高度化を推進

国内外のコールドチェーン整備を推進 鮮度保持技術や混載輸送等の確立

国際空港近くの卸売市場を輸出の拠点と位置づけ

に届けられる高度で効率的な物流基盤が国内外に整っていない 卸売市場を輸出の拠点として活用すべき 海外市場からの稼ぎとして輸出のみならず海外進出も検討すべき

産地がパラバラにキャンペーンを実施し、現地消費者が混乱 産粘閉腺争が生じ、現地バイヤーに買い叩かれる結果、輸出が 生産者の儲けにつながっていない

偽装「日本産」などが流通し、日本産の良さが現影消費者に十分

物流コストが高い。日本産の品質の良さを低コストで現地消費者

日本品質の農業システムの世界展開を推進

3

生産・供給

農家の輸出マインドの醸成が必要

「余ったものを輸出」では、輸出先国のニーズや規制に合致せず、 より高い輸出目標の達成には対応困難

ハラールやEU HACCP等への対応や、輸出向け関地のインフラ整 偏偏が必要

栗材輸出から高付加価値な製品輸出に切り替える必要

日本企業が有する海外の棚を活用できていない

生産者の輸出マインドを向上

目標額の数量表示や輸出ノウハウの共有化を推進

地方に輸出産地を割出し、数県にまたがる供給拠点を構築するとともに、地方の 特色を活かし輸出市場に結ぶまでの司令塔機能を整備

・ 意思ある生産者が海外ニーズに合致した商品を開発・生産できるようサポート体 制を整備

付加価値をつけた輸出の取組を促進(eg. 丸太を家具に、コメを米物に)

現地ニーズを踏まえた産地の意向を反映した戦略的な動植物検疫等の推進

a

輸出環境

輸出に関する証明書の発給機関がパラバラ、商工会議所は原本を 取りに行く必要があり、税関は週末対応してくれないなど、証明 書取得に手間と時間がかかる

- 証明書の取得に係るサポートが必要
   検疫等の問題により、出したいものが出したいところに出せない (ベトナム向けモモ・ナシ・いちご等)
- HACCPや添加物等、日本と輸出先国の制度が違うため、輸出の ハードルが高い
- 国際的にも適用する日本発の規格・認証の仕組みを構築

生産者が輸出に取り組みやすくなるよう輸出環境を整備

放射性物質に係る諸外国の輸入規制の緩和・撤廃を推進

輸出証明書の取得手続きのオンライン化 生産者が輸出に取り組むサポート体制の整備

5 組織 輸出促進に関する施策が各省バラバラ

- 放射性物質に関する規制をはじめ、非関税障壁の緩和・撤廃に向 け、予見可能性も持たせつつ政府一丸となって対応すべき
- 各省一体の輸出に関する施策インベントリ(施策集)を作成 輸出を強力に推進し、非関税障壁の緩和・撤廃に向けた政府酬交渉を迅速化する ための体制を整備

### Ⅲ 都市農業をめぐる情勢

### — 基本計画が閣議決定、JAグループ組織協議開始 —

### 1. 概要

- パブリックコメントをふまえて修正された都市農業振興法基本計画(案)は、農林水産省・国土交通省の審議会や自民党の「都市農業振興に関する小委員会・都市農業研究会合同会議」等において了承され、自民党の承認を経たうえで、5月13日に閣議決定された。
- 基本計画案では①人 ②土地 ③政策の3つを柱にしている。主旨は以下の通り。
  - ① 後継者を基本に新規就農者や食品関連の民間事業者など、多様な担い手を確保する。
  - ② 従来は宅地化すべきものだった都市農地を、都市にあるべきものと位置付けて計画的に保全する。
  - ③ 保全すべきとされた区域は本格的な農業振興対策・施策を講じられるようにする。

### 2. 経過

- 本年1月、農林水産省・国土交通省は都市農業振興基本計画(案)を公表し、1 月30日からパブリックコメントを実施した。
- JAグループからも、農林水産省・国土交通省に対しては、パブリックコメント に対する意見提出を行った。全国で28のJA・中央会より意見が寄せられた。
- パブリックコメントを踏まえた修正では、今後の取り組みをより後押しする観点 から、地方計画の策定における農業部局、都市計画部局、財政部局の連携の必要性 が明記されるなどの変更があった。
- 注目すべきは、農業団体あるいは J A がこれまで果たしてきた役割や今後期待される役割が多く明記された点である。閣議決定により都市農業振興における J A の役割が国の施策上も位置付けられた。(主なものは別紙 1 の通り。)
- なお、特に多く意見が寄せられた税制措置について、農林水産省の三浦農村政策 部長は、新たな都市農業振興に関する制度設計をふまえて検討すると説明している。

### 3. 今後の予定

○ 農林水産省・国土交通省は、具体的な都市農業振興に向けた新たな税制度の検討をすすめる。税制は、貸借を行った場合の相続税納税猶予制度の継続適用や都市農業を営む農地の固定資産税の減免が最大の焦点となる見込みであり、年末の29年度税制改正に向けて、制度の具体化や関係省庁との折衝が行われる。

○ 両省は、並行して各地方公共団体にその内容の普及・啓発を行う。特に、都市農業振興には、地方公共団体が市街化区域の農地の扱いを農業・まちづくり双方から検討することが重要になる。そのため、両省は、説明会の合同開催など効果的な手法を検討している。(想定されるスケジュールは別紙2の通り。)

### 4. JAグループの取組み

- JA全中では、7月7日の全中理事会でJAグループの政策提案を決定し、夏以降、国会議員や地方公共団体へ働きかけていく予定である。
- 本県においても、5月下旬から組織討議を実施する。論点は、固定資産税の減免 (旧長期営農継続農地制度のような農地制度の創設)、指定から30年経過後の生 産緑地の固定資産税のあり方、などである。5月27日には、JA担当部課長・担 当者を対象とした都市農業研修会を開催し、議論を深める予定である。
- なお、地方版の基本計画の作成については、都市農業振興基本法において努力義務となっており、対応は各自治体に一任されている。各自治体は国の基本計画の策定完了を待つとの見方が強いが、JAグループは、国の基本計画が閣議決定されるタイミングに留意しながら、市町村や都道府県、地方議会に対し、地方版の計画策定を積極的に働き掛けていく必要がある。

# 《都市農業の担い手の確保 (P-10, 17)》

地方公共団体や農協等が中心となって、農業技術等の取得に向けた各種研修を実施するほか、新規就農者の育成・確保を図る観点から、 地方公共団体や農協等が中心となって、営農の意欲を有する青壮年を新規就農者として育成・確保し、この者を担い手とする… 就農の準備や所得の確保等を支援する。

# 《経営展開のための技術及び知識の普及指導 (P-17)≫

農協は、(中略)消費者のニーズに対応した販売努力をすすめる上で適切な営農指導を行っていくこととされている。

### 《P-10 都市職業の担い手の確保》

市町村や農協は、市民農園の開設等を通じて都市住民の農作業体験の機会創出等の主体として中心的な役割を担い…

### ≪P-19 防災機能の発揮に向けた取組≫

農協等の関係団体の協力のもとで、地方公共団体と都市農業者が防災協定を締結し…

# 《 B - 2 7 市民戦圏等の機作業体験の環境整備》

地方公共団体や農協の中には、食や農業をより身近に感じてもらうため、観光農園や直光所等の農業関連施設に多目的広場やレストラン 等の観光関連施設を併設した複合施設を整備しているものもあり、(中略)農業の理解を深める環境作りに努める。

# 《経営展開のための技術及び知識の普及指導 (P-18)》

技術及び知識の習得には、先駆的な農業者による指導や、農業者同士の意見交換等も効果的と考えられることから、都市農業者間のネット ワークの構築に向けて、地方公共団体や農業団体等が中心的な役割を担うことも期待される。

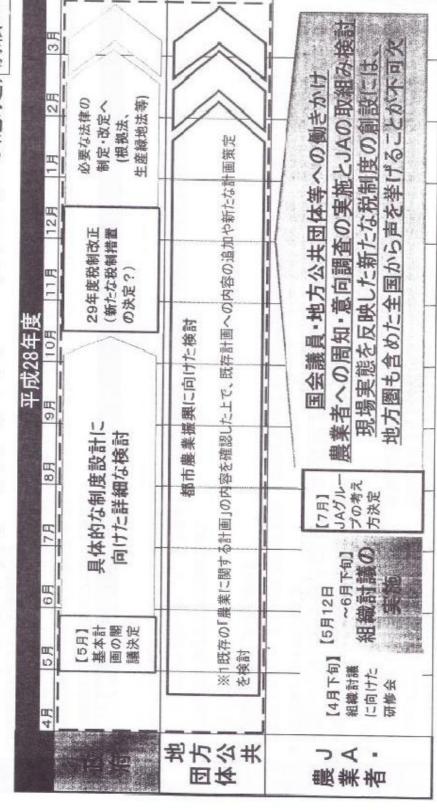
## 《関連諸制度についての情報提供 (P-18)》

農業団体の関係者、税理士等を対象とした説明会を開催すること等により、制度の内容や必要性を伝える取組みを促進する。

# 《学校給食等における地元産の農産物の利用の推進(P-26)≫

農業団体等も関与した地域ぐるみでの運搬・納入体制や不作時の保管体制を含めた安定的な供給体制の整備等の取組みを推進する。

28年度都市農業に関するスケジュールについて(想定) 別紙 2



### IV 農協改革をめぐる情勢

— 「准組合員の事業利用規制の在り方に関する調査委託事業」開始 —

### 1. 准組合員利用規制に関する調査について

- 〇 農水省は4月15日、『平成28年度農協監査・事業利用実態調査における准組合 員の事業利用規制の在り方に関する調査委託事業』を一般入札に付す旨を公告した。 なお、入札は5月13日に行われた。
- 本事業の目的は、「正・准組合員別の事業利用量の把握方法等を明らかにするもの」とされている。期間は平成29年3月17日までとなっており、事業利用量に関する調査票と事業利用量把握マニュアルの作成、100JA程度への試行調査の実施などが主な内容である。
- また、本事業では、生活インフラのアクセスに関する調査も行われる。JAが行う事業について、どのような条件(交通手段が無い等)のもとに置かれれば不便を感じるのか、都市・農村・山間部等の各地帯で住民へのアンケートを実施する。地帯別に1,000程度の調査を目途とするが、実施詳細は農水省と協議して決定するとされている。

### 2. 系統金融機関向けの総合的な監督指針の改正について

- 系統金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正案(業務代理関係)は、2月27日から3月27日までパブリックコメントが行われていたが、4月28日に結果が公示された。(新旧対照表の一部抜粋は別紙1の通り。)主な変更内容は以下の通り。
  - ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」等において、人的資源等を経済事業にシフトできるようにするため、代理店方式の活用を積極的に進めるとされていること。
  - ・選択肢としての代理店方式の活用について、各農協が十分に考慮しているかを監督上の着眼点とすること。
  - ・農中または信連(農中等)は、農協から求めがあった場合は速やかに業務代理の 実施手続きや代理店手数料等の具体的内容を示すこと。
  - ・農中等は、業務代理組合の代理業務に関し指導する責任を負っており、届出の記載内容等から業務代理組合の実効性ある指導・監督が行われているか確認する。
  - ・その他、認可申請にかかる手続きや、業務代理組合の監督上の着眼点など。

### 新旧対照表 系統金融機関向けの総合的な監督指針

(傍線部分は改正部分)

		現 行		改正条
0	略語とその定義一覧		○ 略語とその定義一覧	高 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
_	略語	定義	略點	京
	(盤)	(婦)	(盤)	(婦)
	再編強化法	(器)	再編強化法	(略)
	(新設)	(新設)	再編強化法施行	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事
			規則	業の再編及び強化に関する法律施行規則 (平成9年大蔵
-				• 農林水産省令第1号)
	貯保法	(略)	貯保法	(婦)
-	準用銀行法	農協法第92条の4又は農中法第95条の4において読み替	準用銀行法	農協法第92条の4、農中法第95条の4又は再編強化法第
_		えて準用する銀行法		42条第5項において読み替えて準用する銀行法

(報) 系統金融機関監督上の評価項目  $-1\!\sim\!\mathbb{I}\!-\!11$ 

II-12 金融面における自己改革の実行 意義 [共通] II - 12 - 1

品産業の発展(特に農業・農村の所得倍増)に資するよう、全農等とも連携 (3) また、平成26年6月に農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農 林水産業・地域の活力創造プラン」等 (以下、(4)及びVIにおいて「活力創 造プラン等」という。)において、農中及び信連は、「豊富な資金を農業・食 して積極的に活用すること」とされており、農中及び信連においては、融資 だけでなく、出資等の様々な形態で、農業及び食品産業の発展のために、そ れらの資金の積極的な活用を期待されているところである。  $(1) \cdot (2)$ 

(4) 更に活力創造プラン等において、農協が農産物の有利販売や生産資材の有 利調達に最重点を置いて事業運営を行えるようにするためには、地域におけ る金融サービスを維持しつつ、単位農協の経営における金融事業の負担やリ

系統金融機関監督上の評価項目  $-1\!\sim\!\mathbb{I}\!-\!11$ 

II-12 金融面における自己改革の実行 意義 [共通]  $\Pi - 12 - 1$ 

 $(1) \cdot (2)$ 

林水産業・地域の活力創造プラン」等において、農中及び信連は、「豊富な (3) また、平成26年6月に農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農 おいては、融資だけでなく、出資等の様々な形態で、農業及び食品産業の発 全農等とも連携して積極的に活用すること」とされており、農中及び信連に 資金を農業・食品産業の発展(特に農業・農村の所得倍増)に資するよう、 展のために、それらの資金の積極的な活用を期待されているところである。

(新設)

スクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにすることが 必要であり、このため系統金融機関は、代理店方式の活用を積極的に進める (3) 各農協が、自己改革として農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重 点を置いて事業運営を行う中で、地域における金融サービスを維持しつつ金 融事業の負担やリスクを極力軽くし人的資源等を経済事業にシフトできるよ (4) 他方、系統金融機関の中央機関である農中においては、農業及び食品産業 の発展に必要な資金が円滑に供給されるよう、態勢の整備や商品開発などに また、活力創造プラン等において、農協が農産物の有利販売や生産資材の有利調達に最重点を置いて事業連営を行 10K 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等 勢などの具体的内容に関して、農中又は信重(以下「農中等」という)は、農協から求めがあった場合には速やかに うにするための選択肢としての代理店方式の活用について十分に考慮されて 取り組み、数値目標の設定など具体的な取組方針を定めて実践しているか。 えるようにするためには、地域における金融サービスを維持しつつ、農協の経営における金融事業の負担やリスク 代理店方式に関する代理店手数料や業務代理の実施予続き、 これらを踏まえて、各農協による、農業者の所得向上に向けた自己改革の具体的な取組内容の検討の中で、 極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにすることが必要であり、このため系統金融機関は、 による信用事業の再編並びに特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るために創設された。 (22) 理店方式についても積極的な検討がなされることが期待されているところである。 監督手法・対応【共通】 平成13年の再編強化法の改正時に、 主な着眼点【共通】 こととされたところである。 理店方式の活用を積極的に進めることとされたところである。 II - 12 - 2II - 12 - 31152  $(1) \cdot (2)$ (1) 農協の代理店方式の活用の判断に資するよう、 VI-2-1 代理店方式の適切な導入【共通】 (1) 再編強化渋に基めく代理店方式は、 産業の発展に必要な資金が円滑に供給されるよう、態勢の整備や商品開発な (3) とりわけ、系統金融機関の中央機関である農中においては、農業及び食品 どに取り組み、数値目標の設定など具体的な取組方針を定めて実践している 業務代理組合が行う代理業務 VI-2 基本的な考え方 VI-1 意義 [共通]  $\Lambda \sim \Pi$ (整 監督手法・対応【共通】 主な着眼点【共通】 (22) ന II - 12 - 2 $(1) \cdot (2)$ II - 12 -(新設)  $\Lambda\!\sim\!\mathbb{II}$ (新設)

示すことが必要である。特に活力創造プラン等において、信用事業を譲渡し代理店方式を活用する際には「単位農協 の経営が成り立つように十分配慮する必要がある」とされている。このため、委託元である農中等から支払われる代

理店手数料に関しては、この考え方を踏まえた水準でなければならない。 (2) 更に代理店方式による金融事業の運営態勢が、代理店方式の活用の趣旨を踏まえ、農協の金融事業の負担軽減に資

して行う業務(以下「代理事業」という。)の内容は、当該業務代理組合が事業譲渡した業務の範囲を踏まえ、組合 するような実効性のある効果的なものとなっているかどうかについて留意する必要がある。例えば、業務代理組合 (再 編強化法第42条第3項前段の認可を受けて、その業務を代理(媒介を含む。)させる農協をいう。以下同じ。)が代理 員等利用者にとって必要性が高く、業務代理組合において取り扱うことが必須と考えられるものに限定すべきである。

扱っていた契約の種類の範囲内であることに加え、業務を行う地域についても事業譲渡前の範囲内であることに (注) 事業譲渡した業務の範囲とは、業務代理組合が取り扱う契約の種類が、農協が信用事業の譲渡前に実際に取り 留意する。

### VI-2-2 農中等を通じた監督【共通】

業務代理組合は、自ら代理事業を行う農協として、健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置を講じることが 求められているが、農中等もまた、業務代理組合が行う代理事業に関し、指導その他の健全かつ適切な運営を確保する ための措置を講じる責任を負うこととされている。

中等本体に対する監督に重点を置き、まずは農中等への監督を通じて、業務代理組合が行う代理事業に係る業務の健全 このことにかんがみ、業務代理組合の監督に当たっては、業務代理組合自身への監督の重要性もさることながら、 かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。

ただし、業務代理組合に固有の問題がある場合や特定の業務代理組合の間に共通の問題がある場合など、当局が直接 事務負担の軽 に業務代理組合を指導・監督する必要がある場合には、当該業務代理組合の規模や特性を十分に踏まえ、 歳に留意する必要がある。

農中等や業務代理組合に報告や資料提出等を求める場合には、業務の円滑な遂 行に支障が生じないよう、取り扱うサービスや商品などに関する当該事務所の特性を十分に踏まえることとする。 注)業務代理組合の事務所に関して、

| VI-3 業務代理組合の監督に係る事務処理

VI-3-1 一般的な事務処理

VI-3-1-1 業務代理組合の監督に係る一般的な事務処理の流れ【共通】

監督上の事務処理の流れは、特定信用事業代理業者向けの別紙3及び農中代理業者向けの別紙5に準じる。

## VI-3-1-2 農中等を通じた監督上の対応【共通】

### (1) 監督手法

農中等が 行う場合にも、併せて農中等に対してヒアリングを行うなどの対応をとることにより、業務代理組合の健全かつ適切 その業務を代理させる業務代理組合に関する事項を含めるとともに、業務代理組合に対し必要に応じてヒアリングを 業務代理組合の監督に当たっては、Ⅲ-1-1-2のオフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、

### 農政をめぐる情勢

平成28年5月26日

240部

### 編集·発行 愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号 電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印 刷 有限会社 ト リ ム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉